

令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月8日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
黙祷	6
議席の指定	6
議員自己紹介	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任の挨拶	8
常任委員会委員の選任	8
常任委員会委員長の互選結果報告	9
諸般の報告	9
管理者行政報告	10
管理者提出議案の報告及び上程	10
提案理由の説明	11
議案第2号の説明	11
議案第3号及び議案第4号の説明	12
議案第5号の説明	13
議案第6号の説明	13
議案第7号及び議案第8号の説明	14
議案第9号の説明	15
議案第10号ないし議案第12号の説明	17
議案第1号の質疑、討論、採決	18

議案第2号の質疑、討論、採決	19
議案第3号の質疑、討論、採決	20
議案第4号の質疑、討論、採決	20
議案第5号の質疑、討論、採決	21
議案第6号の質疑、討論、採決	21
議案第7号の質疑、討論、採決	22
議案第8号の質疑、討論、採決	22
議案第9号の質疑、討論、採決	23
議案第10号の質疑、討論、採決	25
議案第11号の質疑、討論、採決	25
議案第12号の質疑、討論、採決	26
一般質問	27
特定事件の閉会中の継続審査について	41
管理者挨拶	41
閉会の宣告	42
署名議員	43

比広組告示第1号

令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年1月29日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和6年2月8日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1 番	高 田	正 人	議 員	2 番	田 中	二 美 江	議 員
3 番	米 山	真 澄	議 員	4 番	斎 藤	雅 男	議 員
5 番	吉 野	正 浩	議 員	6 番	内 田	敏 雄	議 員
7 番	森	一 人	議 員	8 番	川 口	浩 史	議 員
9 番	高 橋	功 人	議 員	10 番	田 中	照 子	議 員
11 番	道 祖 土		証 議 員	12 番	加 藤		進 議 員
13 番	神 田		隆 議 員	14 番	杉 田	し の ぶ	議 員
15 番	小 島	利 枝	議 員	16 番	田 中	紀 吉	議 員
17 番	百 瀬	浩 子	議 員	18 番	渡 邊		均 議 員

不応招議員（なし）

令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和6年2月8日（木曜日）

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 黙 禱
- 第4 議席の指定
- 第5 議員自己紹介
- 第6 会議録署名議員の指名
- 第7 会期の決定
- 第8 副議長の選挙
- 第9 副議長就任の挨拶
- 第10 常任委員会委員の選任
- 第11 常任委員会委員長の互選結果報告
- 第12 諸般の報告
- 第13 管理者行政報告
- 第14 管理者提出議案の報告及び上程
- 第15 提案理由の説明
- 第16 議案第2号の説明
- 第17 議案第3号及び議案第4号の説明
- 第18 議案第5号の説明
- 第19 議案第6号の説明
- 第20 議案第7号及び議案第8号の説明
- 第21 議案第9号の説明
- 第22 議案第10号ないし議案第12号の説明
- 第23 議案第1号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第2号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第3号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第5号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第6号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第32 議案第10号の質疑、討論、採決
- 第33 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第34 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第35 一般質問
- 第36 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第37 管理者挨拶
- 第38 閉 会

出席議員（18名）

1番	高田正人	議員	2番	田中二美江	議員
3番	米山真澄	議員	4番	斎藤雅男	議員
5番	吉野正浩	議員	6番	内田敏雄	議員
7番	森一人	議員	8番	川口浩史	議員
9番	高橋功人	議員	10番	田中照子	議員
11番	道祖土	証議員	12番	加藤進	議員
13番	神田隆	議員	14番	杉田しのぶ	議員
15番	小島利枝	議員	16番	田中紀吉	議員
17番	百瀬浩子	議員	18番	渡邊均	議員

欠席議員（なし）

本会議に出席した事務局職員

議 会 関 根 紀 光
書 記 長

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森田光一	副管理者	島田康弘
副管理者	大塚信一	副管理者	佐久間孝光
副管理者	飯島和夫	副管理者	宮崎善雄
副管理者	渡邊一美	副管理者	足立理助
監査委員	梶田美佐子	会計管理者	野口光江
事務局長	黒田健	消防長	長嶋悟
消防本部長 次長	服部明	消防本部長兼 管理課長	原芳和
総務課長	馬場健夫		

◎ 開会及び開議の宣告

斎藤雅男議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎ 黙祷

斎藤雅男議長 ここで、令和6年1月1日に起きた能登半島地震において犠牲になられた方々に対し、黙祷をささげたいと思います。

それでは、議場内にいる全ての皆様、ご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

[黙 祷]

斎藤雅男議長 ありがとうございます。黙祷を終わります。

ご着席ください。

斎藤雅男議長 ここで、組合議会議員に異動がありましたので、報告いたします。

任期満了に伴い、一般選挙後に新たに組合議会議員に当選された方々をご報告いたします。令和5年9月5日付で小川町議会から高橋功人議員、田中照子議員、令和5年10月16日付で嵐山町議会から森一人議員、川口浩史議員、以上の4名の方々が新たに組合議会議員に当選されました。

◎ 議席の指定

斎藤雅男議長 ここで、議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に当選された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付いたしました議席表のとおりそれぞれ指定いたします。

◎ 議員自己紹介

斎藤雅男議長 ここで、新たに当選された組合議会議員の方から自己紹介を、正面の演壇においてお願いいたします。

初めに、7番、森一人議員。

[議員自己紹介]

斎藤雅男議長 次に、8番、川口浩史議員。

〔議員自己紹介〕

斎藤雅男議長 次に、9番、高橋功人議員。

〔議員自己紹介〕

斎藤雅男議長 次に、10番、田中照子議員。

〔議員自己紹介〕

斎藤雅男議長 ありがとうございました。

◎ 会議録署名議員の指名

斎藤雅男議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、5番、吉野正浩議員、8番、川口浩史議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

斎藤雅男議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 副議長の選挙

斎藤雅男議長 次に、日程に従い、副議長の選挙を議題といたします。

ただいま組合議会の副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、9番、高橋功人議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました高橋功人議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、高橋功人議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高橋功人議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

令和6年2月8日の議会で行われました副議長の選挙において、高橋功人議員が当選されましたので、告知いたします。

◎ 副議長就任の挨拶

斎藤雅男議長 ここで、副議長に当選されました高橋功人議員のご挨拶をお願いいたします。

9番、高橋功人議員。

〔9番 高橋功人議員登壇〕

9番 高橋功人議員 ご紹介いただきました小川町議会の高橋功人でございます。

ただいま議員の皆様方のご推薦を受け議長から告知をいただきました。副議長という大変重責を仰せつかったわけではありますが、誠に身に余る光栄でございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。皆様のご協力をいただき、組合行政の進展のために誠心誠意尽くす所存でございます。どうぞ議員をはじめ正副管理者の方々のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

斎藤雅男議長 ありがとうございます。

これをもって副議長の選挙を終了いたします。

◎ 常任委員会委員の選任

斎藤雅男議長 次に、比企広域市町村圏組合議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、議員の任期満了による組合議会議員の交代に伴うものであり、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長にお

いて指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

書記長より朗読させます。

関根紀光書記長 朗読いたします。

総務常任委員会委員に、森一人議員、田中照子議員。

厚生常任委員会委員に、川口浩史議員、高橋功人議員。

以上でございます。

斎藤雅男議長 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読しましたとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ここで、総務常任委員会を開いていただき、欠員となっております委員長の互選をお願いいたします。

ここで、一旦休憩いたします。

(午前10時11分)

斎藤雅男議長 再開いたします。

(午前10時17分)

◎ 常任委員会委員長の互選結果報告

斎藤雅男議長 休憩中に行われました総務常任委員会における委員長の互選の結果を申し上げます。

書記長より発表させます。

関根紀光書記長 発表いたします。

総務常任委員会委員長、森一人議員。

以上でございます。

斎藤雅男議長 ただいまの発表のとおり、総務常任委員会の委員長は決定いたしました。

◎ 諸般の報告

斎藤雅男議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和5年度定例監査結果及び令和5年度6月から11月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から専決処分報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

斎藤雅男議長 次に、管理者から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事務事業についてご報告をさせていただきます。

初めに、消防業務ですが、指令業務共同運用につきまして1月24日から仮運用が開始され、当組合からは6名の職員を派遣しています。

次に、庁舎関係では消防本部等の庁舎改修工事に係る設計業務が終了し、令和6年度の着工に向け順調に進捗しています。

次に、車両関係では、昨年9月に東秩父消防団の小型動力ポンプ積載車が、本年1月には東松山消防署滑川分署の高規格救急自動車を更新配備されました。施設や装備を計画的に整備し、地域住民の安全安心につなげるため努力を重ねているところです。

次に、斎場及び霊柩自動車事業では、昨年1月から12月の間に3,064件の火葬を執り行い、小動物火葬は467件の利用がありました。今後もご遺族の心情に配慮し、誠実かつ丁寧な斎場運営をいたします。

以上、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

斎藤雅男議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りします。今期定例会に管理者から提出された議案第1号ないし議案第12号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

斎藤雅男議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、人事案件1件、条例の改正3件、補正予算議案3件、当初予算議案5件の12議案です。

初めに、議案第1号は、比企広域公平委員会委員の選任についてです。現委員の飯野和男氏の任期が本年4月10日をもって満了となりますので、後任に中嶋秀雄氏を選任したいとするものです。

議案第2号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与、期末及び勤勉手当の改正を行うものです。

議案第3号は、消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定についてです。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第4号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。ときがわ消防団の人員配置の適正化を図るため、団員定数の整備を行うものです。

議案第5号ないし議案第7号は、一般会計及び消防、介護障害特別会計の令和5年度補正予算について、議案第8号ないし議案第12号は、一般会計及び各特別会計の令和6年度当初予算についてです。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

斎藤雅男議長 説明は終わりました。

◎ 議案第2号の説明

斎藤雅男議長 これより議案に対する細部の説明を求めます。

なお、議案第1号は人事案件でありますので、細部の説明は省略したいと思いますので、ご了承ください。

初めに、議案第2号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第2号 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。

議案書は5ページから、議案参考資料は1ページからでございます。本議案は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料及び勤勉手当等の改定を行うものでございます。

改定の主な内容ですが、第1条では、大卒初任給を行政職、消防職とも大幅に引き上げるなど若年層に重点を置いた給料表に改定し、併せて令和5年度の12月期の期末勤勉手当の支給割合を2.2月から2.3月に引き上げるものでございます。

第2条では、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月に、勤勉手当については1.025月に改定するものでございます。

第3条及び第4条では、任期付職員に係る給料表等を改定し、附則において施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

◎ 議案第3号及び議案第4号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第3号及び議案第4号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第3号及び議案第4号の細部についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 比企広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。議案書は19ページから21ページを、議案参考資料は7ページから8ページとなりますので、併せて参照願います。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、手数料額の改定に合わせ一部改正を行うものでございます。

内容といたしましては、許可における審査時間の増加及び職員単価並びに物価等を積算に加え、事務に係る手数料額の改正を行うものでございます。

なお、附則において施行期日を定めるものでございます。

次に、議案第4号 比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。議案書は23ページから25ページを、議案参考資料は9ページとなりますので、併せて参照願います。

本議案は、ときがわ消防団の団員定数を145名から139名に改めたいとするものでございます。現在、ときがわ消防団では1分団と2分団の配置人数が異なっており、この改正により人員配置の適

正化が図られるものでございます。

なお、附則において施行期日を定めるものでございます。

議案第3号及び議案第4号の説明は以上でございます。

◎ 議案第5号の説明

齋藤雅男議長 次に、議案第5号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第5号 令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳出の内訳を変更するもので、予算の総額に変更はございません。

10ページをお願いいたします。歳出の2款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業において、給与改定に伴い給料職員手当等を66万円増額し、3款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

◎ 議案第6号の説明

齋藤雅男議長 次に、議案第6号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第6号 令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）につきまして細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条では既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,212万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,178万9,000円とするものでございます。

次に、第2条では、5ページのとおり消防本部等庁舎改修事業及び高坂分署新庁舎建設事業の債務負担行為として期間や限度額を設け、第3条の地方債では、6ページから7ページの第3表、地方債補正のとおり限度額を変更するものでございます。

それでは、事項別明細書により説明をいたしますので、14、15ページをお願いいたします。初めに、歳入からご説明いたします。1款1項1目負担金では、感染症等の防止対策により各消防団の事業を一部中止及び縮小したことに伴い、575万円を減額補正するものでございます。

次に、4款1項1目の消防費県補助金では、埼玉県からの緊急包括支援交付金として26万9,000円を増額補正するものです。

次に、5款2項1目の物品売払収入では、消防ポンプ自動車2台、普通乗用車2台、合計4台の

売払いに伴うもので、73万7,000円を増額補正するものです。

次に、8款2項1目の雑入では、消防団員の退団者数確定に伴い37万9,000円を減額補正するものです。

次に、9款1項1目の消防債では、消防指令業務共同運用負担金、消防本部等増改築事業、滑川分署高規格救急自動車、小川消防署資機材搬送車及び東秩父分署連絡車の金額の確定に伴い、1億700万円を減額補正するものです。

次に、歳出ですが、16、17ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費では37万9,000円の減額補正となります。内容につきましては、消防団員の退団者数確定に伴うものでございます。

次に、2款1項1目の常備消防費では7,852万6,000円の減額補正となります。内訳でございますが、職員給与事業において人事院勧告により2,753万8,000円を増額、施設管理事業では緊急通信指令施設保守委託料やコピー機の契約確定に伴い888万円を、職員研修事業では消防大学校入校等の実績に伴い、166万1,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

18、19ページをお願いいたします。一般事務事業では旅費の確定などにより38万8,000円を、消防ネットワーク事業では半導体不足の影響による機器借上げの遅延により333万5,000円を、消防指令業務共同運用事業では消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事費の確定に伴い、9,180万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、2目消防施設費では1,665万4,000円の減額補正となります。内訳でございますが、施設管理事業での機器修繕料の確定により29万5,000円を、消防本部増改築に係る設計内容変更により1,315万9,000円を、消防車両3台の契約確定により320万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、4目滑川消防団費では171万8,000円を、7目吉見消防団費では242万2,000円を、8目ときがわ消防団費では161万円をそれぞれ減額補正するもので、各消防団事業の確定に伴う交付金等の減額でございます。

次に、3款1項1目元金では、消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事の確定に伴い、28万円を減額補正するものでございます。

20、21ページをお願いいたします。同款1項2目の利子では、率の見直しにより26万2,000円を増額補正するもので、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

◎ 議案第7号及び議案第8号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第7号及び議案第8号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第7号及び第8号につきまして順次細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は歳出の内訳を変更するもので、予算の総額に変更はありません。

10ページをお願いいたします。歳出の2款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業は、職員の人事異動等に伴い給料職員手当等を89万8,000円減額するものです。

2項1目介護認定審査会費は、コロナ禍で10月まで介護認定審査会を书面審査で行っていたため、費用弁償を減額するなど166万1,000円を減額し、3款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第7号の説明は以上です。

続きまして、議案第8号 令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について説明申し上げます。令和6年度予算書1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,250万円と定めるもので、前年度比400万円の増額でございます。

主な内容につきまして10ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比600万円増の6,900万円、3款繰越金は令和5年度からの繰越見込額250万9,000円を計上したものでございます。

12ページをご覧ください。歳出でございます。1款議会費は、組合議員の報酬費用弁償及び会議録作成委託料等、昨年度と同額の460万円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比390万円増の6,698万円でございます。このうち職員給与事業では正副管理者や職員の給料、職員手当、共済費など4,597万1,000円を計上し、15ページの一般管理事業では広報誌印刷代、パソコンや各種システムの借上料など1,161万7,000円を計上し、下段の財務会計管理事業では機器やシステムの保守委託料、借上料など939万2,000円を計上いたしました。

16ページ中段の2項1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として21万9,000円を計上し、3款予備費は予算外の支出などに充てるため70万円を計上したものでございます。

以上で議案第7号及び第8号の説明を終わります。

◎ 議案第9号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第9号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第9号 令和6年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算につきまして細部の説明を申し上げます。

別冊予算書の25ページをお願いいたします。第1条は、本予算の総額を歳入歳出それぞれ36億

300万円と定めたいとするもので、前年度比2,600万円、率にして0.7%の減額となります。

次に、第2条では、起債の目的や限度額につきまして、第2表、地方債のとおり定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳入から順次説明を申し上げますので、34、35ページをお願いいたします。初めに、1款1項1目負担金では、1億7,402万8,000円増額の31億2,708万9,000円で、常備及び非常備消防費に係る構成市町村からの負担金でございます。内訳につきましては、74ページに記載してございますので、ご参照をお願いいたします。

次に、2款1項1目消防手数料では、危険物施設に係る申請手数料等、前年同額の180万円を計上、同款2項1目消防使用料では、自動販売機設置場所の使用料といたしまして前年同額の444万6,000円を計上させていただきました。

次に、3款1項1目消防費国庫補助金、4款1項1目消防費県補助金では、それぞれ補助事業等が採択された場合の科目設置でございます。

次に、36ページの5款1項1目利子及び配当金では、消防施設整備基金預金利子の計上、同款2項1目物品売払収入及び6款1項1目消防寄附金は、それぞれ科目設置でございます。

次に、38ページの7款1項1目消防施設整備基金繰入金では、消防本部等庁舎改修事業のため1億円を計上させていただきました。

次に、8款1項1目繰越金では、前年度比8,158万円減額の7,000万円を計上させていただきました。減額理由は、裁判に係る和解金と給与改定による不用額の減収によるものでございます。

次に、9款1項1目では、組合預金利子を科目設置し、同款2項1目雑入では、前年度比894万6,000円増額の2,643万6,000円を計上させていただいておりますが、主な増額は、消防団員退職報酬基金受入金のほか、高速自動車道救急業務財政措置費など所定のを計上させていただきました。

次に、40ページの10款1項1目消防債では、前年度比2億2,740万円減額の2億7,320万円を計上させていただきました。内訳は、28ページへ記載のとおり、消防本部等庁舎改修事業で2億5,000万円、高坂分署新庁舎建設事業で2,320万円でございます。

続きまして、歳出ですが、42、43ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、前年度比813万円増額の2,959万円を計上させていただきましたが、一般管理事業の7節退職報酬金及び11節の健康診断料が主なものでございます。

次に、44、45ページをお願いいたします。2款1項1目常備消防費では、前年度比3億3,280万9,000円減額の27億4,809万5,000円を計上させていただきました。主な内訳といたしまして、職員給与事業では再任用者2名を含めました283名分の給料、職員手当、共済費、負担金で25億2,778万2,000円となりまして、人件費以外では各施設の維持管理経費、職員研修経費、一般事務経費、消防活動経費等を計上させていただきました。

次に、48、49ページ、下段をお願いいたします。2目消防施設費では、前年度比2億8,910万7,000円増額の3億9,520万1,000円を計上させていただきました。主なものは、14節工事請負費で消防本部等庁舎改修事業及び高坂分署新庁舎建設事業に係る経費を計上させていただきました。

続きまして、50ページ上段をお願いいたします。3目東松山消防団費から60ページの9目東秩父消防団費まで、各消防団に要する経費となります。主なものは出動報酬、また活動経費をはじめ詰所や車両の維持管理費、消防ホースなどの備品購入費のほか、消防団の活動経費など所定のものを計上させていただきました。

続きまして、64ページをお願いいたします。3款公債費では、前年度比188万4,000円減額の1億9,017万2,000円の計上でありまして、続く4款予備費につきましては、予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

なお、66ページ以降、給与費明細書等につきましてはご覧をいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

議案第9号の説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第10号ないし議案第12号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第10号ないし議案第12号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第10号ないし議案第12号について順次細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 令和6年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算についてでございます。予算書の75ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,000万円と定めるもので、前年度比600万円の減となっております。

主な内容につきまして84ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比1,900万円減の1億3,800万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、利用状況を踏まえ斎場使用料を前年度比600万円増の6,200万円、霊きゅう自動車使用料を18万円減の72万円とし、下段の4款繰越金は、令和5年度からの繰越見込額927万5,000円を計上いたしました。

88ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1項1目一般管理費は231万8,000円で、斎場駐車場用地の借上料が主なものでございます。

2款事業費、1項1目斎場管理費は、指定管理委託料、霊きゅう自動車運行委託料、火葬炉補修工事が主なもので、前年度比669万7,000円減の1億1,000万円を計上いたしました。火葬炉の補修工事につきましては、保守点検の結果を精査しつつ計画的に実施してまいります。

90ページの3款公債費は、1項1目の元金が9,256万2,000円、2目の利子が195万8,000円で、4

款予備費は予算外の支出などに充てるため216万円を計上したものでございます。

議案第10号の説明は以上です。

続きまして、議案第11号 令和6年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算についてでございます。予算書の97ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,000万円と定めるもので、前年度比100万円の減でございます。

主な内容につきまして106ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比500万円増の6,400万円とし、2款繰越金は令和5年度からの繰越見込額599万6,000円を計上しております。

108ページをお願いいたします。歳出の説明でございます。1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比19万7,000円増の3,291万6,000円でございます。このうち職員給与事業は、給料、職員手当、共済費等で3,210万1,000円とし、一般管理事業では自動車の燃料費、職員の健康診断料、自動車借上料など81万5,000円を計上いたしました。

2項1目介護認定審査会費は、審査会委員104人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等で、前年度比58万4,000円増の3,216万5,000円を計上し、110ページ中ほどの3項1目障害支援区分審査会費では、審査会委員17人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等391万9,000円を計上いたしました。

112ページの2款予備費は、予算外の支出などに充てるため100万円を計上したものでございます。

議案第11号の説明は以上です。

最後に、議案第12号 令和6年度比企広域公平委員会特別会計予算についてでございます。予算書の121ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80万円と定めるもので、前年度比42万円の減でございます。

主な内容につきまして130ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は構成団体の負担金で、前年度比65万円減の55万円とし、2款繰越金は、令和5年度からの繰越見込額24万8,000円を計上いたしました。

130ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1項総務費、1項1目委員会費は、前年度比45万円減の71万円でございます。

主な内容ですが、委員3人分の報酬や費用弁償、公平委員会連合会負担金などを計上したものでございます。減額の要因としては、令和5年度中に審査請求案件が終結したためでございます。

2款予備費は、予算外の支出などに充てるために計上したものでございます。

以上で議案第10号ないし議案第12号の説明を終わります。

斎藤雅男議長 以上で議案に対する細部の説明は終了しました。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

16番、田中紀吉議員。自席で質疑を行ってください。

16番 田中紀吉議員 16番、ときがわ町の田中です。庁舎の改修ということでいろいろ出ていたのですが、今日は特に追加資料ということで頂いておるので、特にもう少し詳しい説明をということだったので、追加的なことがあれば消防長のほうからお願いできればと思うのですが、

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

長嶋 悟消防長 16番、田中議員さんのご質問にお答えをいたします。

追加があればということですが、お話をさせていただきます。議案第9号の消防特別会計予算、2款1項2目消防施設管理事業、14節工事請負費3億2,633万7,000円についてご説明申し上げます。

ご要望がありました図面のほうはお出しをさせていただきました。本件は、消防本部等庁舎改修事業に係る工事請負費でございます。消防本部及び東松山消防署は昭和55年10月に竣工し、43年経過している建物でございます。これまでも屋上防水工事、トイレ改修工事など部分的な修繕を行ってまいりましたが、消防指令業務共同運用化に伴う緊急通報システム撤去後の司令室の改修、感染対策等に係る仮眠室の個室化及び防災機能強化などを目的とした庁舎改修工事を行いたいとするものでございます。

具体的には、1階部分には感染症対策を施した仮眠室の個室化及び女性当直施設の整備でござい

ます。庁舎2階部分につきましては、防災機能強化として、大規模災害時における緊急消防援助隊の受入れのための受援執務室の整備、共同指令センターとの連携などに係る災害対策室の整備が主なものでございます。

以上が大きな内容でございます。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 議案の前の説明会のときに、私のほうから総予算が3億円以上の工事というのか、予算に対して、一般会計全体が30億以上の中で資料1枚も出ないというような、口頭でこういう工事をやります、このくらいというのが、説明を受けたのですけれども、今日は本日は追加資料としてどのような工事をされるのかというのは伺いました。ただ、全体としてこの感覚として3億円以上の工事をやるというか、これから詳細設計をやってこれから進めると、もちろんそういう認識はしておりますけれども、もう少し議会に対して、少し事前というのも含めた説明があつてしかるべきだというふうに感覚を持ちました。今日、局長も含めて、もう少し議会で本会議の中で丁寧な説明の必要があるのではないかとということで、今日はこの工事のレイアウトというのか予定というのか、頂きましたけれども、そういうことです。

今回、反対するという意味ではありません。ただ、全体として大きな工事、大きな予算を使ってやるときにはもう少し丁寧な説明があつて、それと違う知見も含めた資料があつてしかるべきなのではないかと思うのです。これは管理者に伺います。管理者も含めて、ぜひそういう今後いろんなことがあると思うのですけれども、そういうのを求めたいと思うのですけれども、お伺いします。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 16番、田中議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまご指摘のように大規模な改修工事等の予算を計上する場合は、今後丁寧にご説明をさせていただきますようにいたします。

以上です。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 よろしく申し上げます。

以上です。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決した

いと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 一般質問

斎藤雅男議長 次に、日程に従い、一般質問を行います。

16番、田中紀吉議員。

[16番 田中紀吉議員登壇]

16番 田中紀吉議員 議席番号16番、ときがわ町の田中です。通告書に基づき2問伺います。

1 番目、1 つです。8 月11日、ときがわ分署のシャッター（オーバースライダー）破損及び消防車両事故について伺います。令和5年8月11日、出動要請を受けた消防自動車は車庫の外に出ないうちにシャッターを降ろしてしまい消防自動車に接触、消防車両をすぐ停止させなかったため、シャッターと自動車の一部を損壊する事故を起こした事案です。以下、伺います。

①、事故の具体的事実経過（詳細に、運転者、シャッターを閉めた担当者等を含めて）お願いします。

②、修理はなぜ12月中旬までかかったのか。遅れた理由、また修理、回復のための費用。

③、費用負担は（個人の負担はないのか）。

④、なぜ事故は起きてしまったのか（運行管理を含め、マニュアルはないのか）。

⑤、責任の所在と今後の対応は。

以上です。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

[長嶋 悟消防長登壇]

長嶋 悟消防長 16番、田中議員さんのご質問にお答えをいたします。

大項目1、8月11日、ときがわ分署のシャッター破損及び消防車両事故について、小項目1から5につきまして順次お答えをいたします。

まず、1点目の事故の具体的事実経過についてお答えをいたします。令和5年8月11日金曜日、祝日となります。16時25分頃ときがわ町地内で発生した交通事故事案に救急車と消防車が同時に出動する際、シャッター閉鎖の操作を誤ったため、消防車の上部と車庫シャッターが接触する物損事故を生じたものでございます。事故発生に至った経緯は、救急車が分署車庫から出たことを確認し、救急車側のシャッター閉鎖ボタンを消防隊の隊長が押して閉鎖をしましたが、続けて消防車側のシャッター閉鎖ボタンを誤って押してしまい、車庫から出ようとした消防車の車両上部と降下したシャッターが接触し、赤色灯及びシャッターを破損したものでございます。

次に、2点目の修理はなぜ12月中旬までかかったのか。また、回復のための費用についてお答えをいたします。修繕に長期間を要した1点目の理由につきましては、保険請求手続に際し損害査定

に時間を要し、修理の了承が得られるまでに時間がかかったためでございます。2つ目の理由でございますが、シャッターの部材がオーダーメイドであり修理部材の作成に時間を要したこと、また車両につきましても赤色灯の電子部品の調達に時間を要したためでございます。修繕費用につきましては、シャッター修繕料が158万4,000円、車両修繕料が264万円でございます。

次に、3点目の費用負担額についてお答えをいたします。費用負担額は先ほど申し上げた金額となりまして、修繕費用の全額が損害保険金で補填されております。なお、職員個人への負担はございません。

次に、4点目のなぜ事故が起きてしまったのかについてお答えをいたします。本件の事故の要因につきましては、シャッター閉鎖の誤操作と車両を前進させたタイミングが重なったことにより運転席からシャッターが下がっているのが見えず、接触事故が発生したものです。また、マニュアルについては、警防活動時等における安全管理マニュアルがございます。しかしながら、周囲の安全確認を怠ってしまい起こった事故であると判断をしております。

次に、5点目の責任の所在と今後の対策についてお答えをいたします。本件事故に関する責任の所在は個人に責任を求めるものではなく、組合組織にあると考えております。

次に、今後の対策についてですが、既に組合要綱により消防業務安全管理対策委員会を開催し、事故の検証と出勤時の注意事項をまとめ、職員へ周知徹底したところでございます。また、事故の行為者及び責任者に対し、責任の確認と今後同様の事故を起こさないよう文書注意処分及び口頭注意処分を発し、再発防止の注意喚起を行いました。今後さらに安全管理を徹底し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 伺います。1つは報告という点で伺います。

内容は伺いましたのですけれども、報告がどこにも載っていない。なぜ載らないのかというのをこの間も議案説明会のときに伺いました。副管理者も含めて報告文書がないのはなぜなのかというのがすごい疑問です。今日頂いた追加資料で専決処分ということで2件が事故の報告だったと思います。今日私初めて見ました。この事故はどういう報告になっているのか伺います。

斎藤雅男議長 暫時休憩します。

(午前11時20分)

斎藤雅男議長 再開します。

(午前11時21分)

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

本件事故に関しましては業務中の事故であること、また故意に行った行為ではないこと、また保険金により損害が全て補填されること、また相手方がいないということで専決処分等には該当しないということでございます。

以上です。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 消防長、伺います。

この400万円以上の損害額、保険で補償された。報告の1行もなくいいような件とは私は思いません。どこにも載せないでどうなってしまうのですか。言葉を選ばなければいけませんけれども、これは大変な事故だと私は認識しています。それで、聞くまでは一切、1行も報告もない。これは大変問題だと私は認識します。

それで、もう一つついでで、ついでと言っではいけないのですけれども、この間10月27日、ときがわ消防団で消防署の方に講師いただいて、こういう講習をやっているのです。ときがわ分署ですよ。事故防止のためには、これは現場のことも含めてです。危険に対する感覚、感受性を養い、危険を正しく予知、予測し、事前に必要な手を打つことが重要です。もう少し読みますか。そういう認識だと思うのです。まずヒヤリ・ハットのときに十分に注意して重大な事故を起こさない。今回は物損で済んだのです。管理者もぜひ聞いていただきたいと思います。こういうことはあってはまずいのです。それを消防署の中ですよ。専決処分は全部外です。車の、今日初めて見ましたけれども、ぶつけてしまったり、門柱に法務局のぶつかけたりとかというのがありました。これは大変な間違いというよりか注意しなければいけないことだと思います。私は外よりも中で起きたことのほうが重要だと思っています。消防長、いかがですか。これで質問はできませんから、最後に伺います。消防長、お願いします。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

今回の事故によりシャッター及び車両の修繕に日数を要してしまいましたことに対しまして消防本部の責任者として重く受け止め、今後さらに事故防止に努め、注意喚起も含め実施をしていきたいと考えております。

以上です。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 では、議長、2問しか再質問できないということで、次の問題に行ってよろしいですか。

斎藤雅男議長 はい、続けてください。

16番 田中紀吉議員 では、地域手当のことについて伺います。

地域手当とは、都市部といった物価の高い地域に勤務する従業員、公務員も含めてです。に対して支給される手当という認識です。比企広域市町村圏組合として12%、私間違いました。これは12ではなくて6です。6%ということは妥当なのかということで伺います。

1番、東松山市の等級は何級地に当たりますか。

2番、比企管内での支給は、東松山市が12%、滑川町が6%、比企郡でいくともう一つ鳩山町が6%です。今後の予定について伺います。自治体ではなくて広域なので、申し訳ない。私ちょっと勘違いしたところもありますけれども、広域の部分について結構ですので、お願いします。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 大項目2、地域手当について2点の質問に順次お答えいたします。

1点目の東松山市の級地区分でございますが、議員のご質問にもございましたが、地域手当は地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するために、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当でございます。国家公務員の給与法及び人事院規則9-49に規定されておりました、その規則におきまして各市町村ごとに支給率が示されておるものでございます。東松山市の等級でございますが、4級地で支給率は12%となっております。

2点目の今後の予定についてということでございますが、当組合の構成市町村の支給率でございますが、議員のご質問にもございますように、東松山市が12%、滑川町が6%、他の6町村につきましては支給率は0%となっております。今後の予定につきましては、創設以降平成17年に給与構造改革の一環として出たものでございますが、国におきまして平成27年に1回大きな見直しが行われております。その後、10年ごとに見直しが行われるということで伺っておりますので、まずは国のこの見直しの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 私も広域の議員になるまでこういう地域手当というのがあるのを認識としていなかったのですけれども、読めば読むほど非常にすっと落ちないというのか、最初に申し上げなければいけないのですけれども、私は給料を下げろとかというスタンスで考えているわけではありません。ここをきちんと最初に言っていかなければいけないのですけれども、それで最初に総予算で

いくと7,000万円以上の地域手当が今回も計上されています。私も反対していませんし、賛成しています。それで、伺いたいのは、なぜこういう形になっているのか非常に疑問です。一番近いところでいきますと熊谷市は3%です。川越市、それから所沢市とかというのが大体6とかいうところになっています。近いところでいきますと、県内でいきます。川口市が9、戸田市が10、そういう形なのです。埼玉県全体でも県職員が8.3、全国的には非常に疑問な点が多くて、京都市とかあんなでかいところで、物価が高いのではないかなと思っていたら7.4なのです。東京都はさすがに高いです。だから、非常にこの地域手当というのは、どういうふうにと考えたらいいのかというのは非常に私自身疑問に思っています。ただし、できれば基本的なところを変えるような形で順次変えながら、基本給のところではやるのが私は筋ではないのかなというふうに思っています。これは、即あします、こうしますというお返事をいただくという予定でももちろん今日はなくて、一つの提起として、検討していただければなというのが問題の提起というか質問というのか、そういう中身です。その点で伺います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 再質問にお答えいたします。

地方公務員法第24条では、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給料等を考慮して定めるといふ均衡の原則というものが定められております。地域手当につきましては、先ほど給与法なりのお話を申し上げましたが、基本的に国の支給対象となる地域につきましては地域手当が支給されているものでございます。そういった点からも、構成市町村で該当になる東松山市、滑川町は地域手当が支給されておまして、当組合におきましても地域手当を支給しているものでございます。

また、ご質問にございますように、給料自体をとのお話もございしますが、原則的にはその均衡の原則がございしますので、給料自体を、地域手当を廃止して給料を上げるというのは難しいというふうに考えてございます。ただ、複数の市町村を構成する一部事務組合、当組合のように8市町村、それも0%から12%の地域手当を有する一部事務組合でございしますので、考え方は非常に難しいと思っております。

それで、国の見直しの動向でございしますが、やはりこういうかなり局所的に地域手当が定まっておりますので、その点は国のほうでもやはりかなりバランスが悪いのではないかという意見があるように私も聞いておりますので、今後の見通しの中ではその辺が若干改善されるのではないかなというふうに考えております。ただ、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今の段階では国の見直しの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

齋藤雅男議長 16番、田中紀吉議員。

16番 田中紀吉議員 分かりました。なかなか難しいデリケートな問題だというのは認識をしております。ただし、あまりにも差があるなというのは感覚的に思いますので、私は下げろというスタンスではありませんので、くれぐれもそのところを間違えないでいただきたいと思いますけれども、私自身は下げるのではなくて適正に上げていくというように思っています。だから、その辺が、構成市町村の中にあまりにも大きな差があるということが認識の中で難しい問題だと思いますけれども、取り組んでいただきたいということで、終わります。

以上です。

齋藤雅男議長 ここで一旦休憩いたします。

(午前11時34分)

齋藤雅男議長 再開いたします。

(午前11時45分)

齋藤雅男議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、川口浩史議員。

[8番 川口浩史議員登壇]

8番 川口浩史議員 嵐山町の川口浩史です。今回は消防団員の確保について、2点についてご質問したいと思います。

1点目でございますが、消防自動車の運転免許への補助についてであります。消防団員の確保の難しさ、確保はなかなか厳しいという状況が続いております。そういう中で、いかにして負担を少なくして消防団員を確保するかということは、大変大事なことではないかと思ひ、この点を伺いたいと思います。

1点目として、消防自動車の種類と必要な免許について伺いたいと思います。

(2)、県の補助があるというふう聞いておりますが、この補助の内容を伺いたいと思います。

(3)は、本組合の補助の考え方を伺いたいと思います。

以上です。

齋藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

[長嶋 悟消防長登壇]

長嶋 悟消防長 8番、川口議員さんのご質問にお答えをいたします。

大項目1、消防自動車の運転免許補助について、小項目1から3について順次お答えをいたします。

まず、1点目の消防自動車の種類と必要な運転免許についてお答えをいたします。各消防団によって配備されております消防車の種類は異なりますが、広報車、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、水槽車がございます。それぞれの車両で必要となります運転免許につきましては、車両の総重量により異なるものがございますが、現在配備されております広報車は普通免許、消防ポンプ自動車は普通免許または準中型免許、水槽付消防ポンプ自動車は準中型免許または中型免許、水槽車は準中型免許でございます。

次に、2点目の埼玉県が補助している内容についてお答えをいたします。埼玉県の補助金は、消防団車両の運転要員を確保するため、準中型自動車運転免許等を取得しようとする団員に対する補助事業を行う市町村等に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものがございます。補助金額は免許の種類により異なりますが、5万円から12万6,000円の範囲内で補助が交付されるものがございます。

次に、3点目の本組合の補助についてお答えをいたします。現在、消防団員に対する運転免許取得に係る補助については、地域の実情に応じて一部の組合構成市町村で補助を行っております。なお、組合による補助は実施しておりません。

斎藤雅男議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 内容は分かりました。それで、本組合の補助の考えについて伺ったのですが、していないというようなことは私も分かっておりますので、これからしてくださいということで伺ったのですけれども、これからしていただけるという答弁を含めての今のご答弁だったのでしょうか、それをちょっと確認したいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

組合で補助を行う考えはという考えでよろしいかと思っておりますけれども、各市町村の消防団車両は地域の特性に応じた車両が配備されており、必要とされる免許の種類も異なることから、現在は構成市町村で補助をしている状況でございます。組合において一律に補助基準を設け、免許の取得補助を行っていくことは今現在困難と考えております。今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

斎藤雅男議長 川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 各地域の実情に応じて免許の種類も違うというご答弁でしたけれども、これは県も同じだと思うのです。県もそういうことが分かっているという制度をつくったのだというふうに思うのです。ですから、おっしゃるようなご答弁のようなことではちょっと不足かなと。やっぱりこれからはこの比企広域の中で消防団員の不足をこういう形で採用できれば一番いいわけです

から、安全な市町村が確立できるわけですから、ぜひこれはつくるようにしていただきたいと思うのですが。県も市町村だけに本当は任せたいというふうに思っていたと思うのですが、やっぱり県もそこは補助しようというお考えで実施していると思いますので、本組合でもぜひやっていただきたいと思うのですが、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

消防団の経費に関しましては、各市町村の負担金で100%となっております。他の車両の種類、総重量も全て違うものとなっておりますので、一律で同じ考えというのは非常に難しい部分がございますので、今後さらに検討させていただきたいと思います。

以上です。

斎藤雅男議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 それでは、第2問目に入りたいと思います。

操法大会を廃止する考えについて伺いたいと思います。1点目のように消防団員確保の減少傾向が続いております。これが課題になって久しいわけですが、「そして嫌がっている」という、ちょっと私書いてしまったのですが、ここは消防団活動を行う上で負担となっているというふうにちょっと訂正させていただきたいと思います。負担となっているものに市町村が行っている特別点検が挙げられております。特別点検は各市町村のことでありますので、ここでの質問はできませんから、ここでは操法大会について伺いたいと思います。

◎です。この操法大会が開催された経緯について1点目、伺いたいと思います。

2点目に、団員確保において桎梏となっている状況がうかがえる今、廃止する考えについて伺います。

以上です。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

大項目2、消防団員確保について、小項目、操法大会を廃止する考えについて、開催された経緯を含めてご質問にお答えをいたします。

初めに、開催された経緯でございますが、平成4年組合発足時、組合管内の消防団員を会員とした埼玉県消防協会、旧松山支部と旧小川支部の2つの組織がございました。このうち旧松山支部では、消防団員の技術の向上と士気の高揚を目的に消防操法大会を実施しておりました。また、旧小

川支部では、特別点検における消防操法訓練を実施しておりました。平成17年4月に当該2つの支部が合併し比企支部が発足し、協議の上、比企支部消防操法大会として実施する運びとなったものでございます。

次に、廃止の考えについては、消火技術の基礎を身につけるための訓練の一環でございますが、団員確保において桎梏となっている状況がうかがえるとお話をいただきましたので、各消防団のご意見をお聞きした上で消防協会比企支部の理事会において協議してまいりたいと考えております。

以上です。

斎藤雅男議長 川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 協議をしていただけるということでは一歩進むかなとは思っておりますけれども、操法ということは、今、消防長の答弁にもありましたように、技術の向上ということが言われております。消防用機械器具の取扱い及び操作のことを言うということなのではございますけれども、操法とは。これは消防団員が迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本についてその技術を競う大会であるというふうには、ちょっとネットで出ておりました。次のことがちょっと私大変気になっているというのか、こうあるのです。訓練や操法大会について、拘束時間の長さや訓練の頻度の高さから負担であるという意見があると。操法が実際の災害現場での活動に即していないと。実際の現場で即していないということで意見が寄せられているわけなのです。こうした意見を反映して、令和3年2月19日の衆議院総務委員会、3年前です。武田総務大臣が次のように答弁しております。「消防操法大会に向けた訓練については、ご指摘のとおり」、前段は省きます。「ご指摘のとおり批判が多いという声があり、承知しておりますが、団員にとって負担にならないように消防庁からは従来から助言させていただいております。訓練の方法などについては、地域の実情に応じてそれぞれの消防団で判断しなければならないと考えておりますが、消防団員の処遇に関する検討会におきましても訓練の見直しに関する意見もあり、訓練を含めた消防団活動の在り方などについても検討していかなければならないと考えております」、こういう答弁があるわけなのです。当時の武田総務大臣からこういうような答弁がありますので、ぜひ見直しの方向をご検討いただきたいと思います。ご協議いただきたいと思います。再度伺いたしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

消防団の操法訓練に関しまして訓練が負担であるというお話についていただきました。各消防団におかれましての訓練の時間、日数等は、各消防団、市町村にあります各消防団の団長、もしくは副団長、部長にお願いをして実施をいただいているところでございます。時間に関して当組合から何時間以上してくれとか何日以上してくれというものの要望は一切してございません。理事会

のほうでもいただいたお話を出させていただきます、理事会のほうでまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

斎藤雅男議長 次に、14番、杉田しのぶ議員。

〔14番 杉田しのぶ議員登壇〕

14番 杉田しのぶ議員 それでは、議長の許可を得ましたので、議席番号14番、吉見町議会選出の杉田しのぶですが、一般質問させていただきたいと思います。

大項目1につきましては、消防行政について質問させていただきます。消防団員確保に向けた現状と対策についてということで、◎番では、現在の比企広域市町村圏組合内の消防団員の配置状況について、まずお伺いしたいと思います。

◎番といたしましては、比企広域市町村圏組合として取り組んでいる消防団員確保に向けた対策についてお伺いしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 14番、杉田議員さんのご質問にお答えをいたします。

大項目1、消防行政について、小項目、消防団員確保に向けた現状と対策についてご質問にお答えをいたします。現在の消防団員の配置状況でございますが、令和5年4月1日現在の各消防団の定数及び実員数、また充足率を申し上げます。東松山消防団は定数101人、実員数81人、充足率80.2%、滑川消防団は定数60人、実員数60人、充足率100%、嵐山消防団は定数110人、実員数102人、充足率92.7%、小川消防団は定数130人、実員数119人、充足率91.5%、吉見消防団は定数115人、実員数98人、充足率85.2%、ときがわ消防団は定数145人、実員数121人、充足率83.4%、東秩父消防団は定数119人、実員数108人、充足率90.8%でございます。各消防団を合わせた総定数は780人、総実員数は689人、充足率は88.3%でございます。

なお、埼玉県の消防団員充足率は86.1%で、わずかではございますが、県平均を2.2ポイント上回っている状況でございます。

次に、消防団員確保に向けた取組でございますが、県平均を上回っているものの、さらなる充足率の向上に向けて消防団員募集についての広報紙やホームページへの掲載、成人式やお祭り、救命講習会などで、チラシ、Instagramカードの配布を行っております。また、学生が消防団員として地域社会に貢献してきた実績を企業にアピールできる学生消防団活動認証制度や消防団活動に協力している事業所等に対し、そのあかしとしての表示書を交付する消防団協力事業所表示制度により、学生や会社職員等の入団促進事業を展開しているところでございます。

以上です。

斎藤雅男議長 杉田しのぶ議員。

14番 杉田しのぶ議員 それでは、再質問させていただきたいと思います。

冒頭の質問では、消防団員確保に向けた現状と対策についての部分の現状の部分についてご答弁をいただきました。①の令和5年4月1日現在の定数と実員数、また充足率についてお答えをいただきましたけれども、本組合におきましては各団8割、9割台の充足率で、また滑川消防団につきましては100%の充足率ということでありました。また、県平均を上回っているというご回答もいただいているのですけれども、日本消防協会調べによります全国の令和5年度消防団員の充足率は86.7%ということで、それぞれ個別に各分団を見ますと、これを若干下回る消防団もあるということが現状として①で確認をできましたので、①の部分につきましては再質問はありません。

②の再質問についてなのですが、冒頭質問では、本組合で取り組まれている消防団員確保に向けた対策についてお伺いさせていただきました。ご答弁の中で、特に学生消防団認証制度と協力事業所表示制度について、これまでの実績をお伺いしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 ご質問にお答えをいたします。

これまでも学生の方が消防団員として入団されており、就職活動の際に学生消防団活動認証制度のご案内をさせていただいておりますが、証明書の発行を希望される方がなく、実績はございません。

次に、消防団協力事業所につきましては、管内1事業所に表示書を交付しております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 14番、杉田しのぶ議員。

14番 杉田しのぶ議員 それでは、2回目の再質問では、現在本組合で取り組まれている対策に対しまして3点提案をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、冒頭ご答弁いただいたホームページやチラシにも募集を掲載しているというご答弁をいただいておりますが、掲載内容の充実についてであります。現在、組合のホームページでは入団の呼びかけ、入団資格、入団後の待遇、各団員数の状況、各団の問合せ先が掲載をされています。その中で提案をしたいのが入団後の待遇の部分です。今回質問をするに当たりまして、県内の消防団募集のチラシやホームページ、幾つか確認をさせていただきましたけれども、役職ごとの年額報酬額や出勤報酬額、費用弁償額など金額が具体的に表記されているところがありました。本組合では待遇としての紹介はありますけれども、金額の掲載まではされていないのが現状です。国が成り手不足対策として報酬の引上げを行っているということもありますので、人のため、地域のために役に立てる活動に対して報酬や手当も支給をされているということと併せ

て報酬額も掲載をし、アピールするという事は、成り手不足対策にもつながるのではないかと考えます。ホームページへの掲載と募集チラシへの掲載について、1点目で提案をしたいと思います。

続いて、2点目です。学生消防団入所制度のさらなる周知についてです。先ほど消防長より学生消防団、学生の方も入団されていますけれども、ご本人の希望により認証制度の認証は受けていないというご答弁がありました。認証制度による認証上の交付実績はゼロということでありましたけれども、管内には大学、東松山市、吉見町、大学はありますし、近隣の大学に自宅から通う学生もたくさんいると思いますので、各市町の広報や、若者向けですので、Xやインスタグラムなども活用をして募集の呼びかけと併せて学生消防団認証制度の周知を図るということ、また大学にも学生に対して積極的に周知依頼をされるということをご提案したいというふうに思います。

そして、3点目でありまして、3点目は協力事業所表示制度についてであります。これにつきましても周知を行い、協力事業所を増やす取組を進めていただきたいということをご提案いたします。現在は認定されている事業所、先ほどご答弁で1事業所ということでありましたけれども、消防団員の活動に対して雇用する側の企業の理解や協力がないと会社勤めの方が加入を決断するのは難しいというふうに思います。組管内にも相当数の企業があります。地元で勤めている方、近隣である管内市町に勤めている方もたくさんいらっしゃると思いますので、管内企業に対してこの制度を周知することで企業の側が地域防災力の充実強化と併せて地域社会貢献として従業員を消防団に入団させるような動きも期待できるのではないかと考えます。

以上3点、提案をさせていただきましたが、それぞれに対するご見解をお伺いしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 ご質問にお答えをいたします。

ご提案の報酬等のホームページへの掲載につきましては、当消防本部のホームページへ待遇面について掲載をしていきたいと考えます。

また、学生消防団認証制度や消防団協力事業所表示制度の周知につきましても、ご提案をいただきました内容を踏まえ、各消防団及び市町村の協力を得ながら制度の周知方法を検討し、消防団員確保につなげられるよう制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 14番、杉田しのぶ議員。

14番 杉田しのぶ議員 それでは、大項目2の介護認定審査会業務について質問させていただきたいと思っております。

介護認定審査会のDX化に向けて、現状の確認と提案ということで3点お伺いをさせていただきます。①番として、審査会1回開催に向けた事務として、委員に送付する認定調査票の目検作業に

要する時間、資料のボリュームはどれくらいなのか伺います。

◎ といたしまして、介護認定審査会の1回当たりの審査件数、所要時間、申請から認定に要する期間について伺いたいと思います。

◎ といたしまして、業務の効率化や事務負担の軽減の観点から、審査会業務をDX化する動きがありますが、比企広域市町村圏組合での導入についてご見解をお伺いしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 大項目2、介護認定審査会業務について3点の質問に順次お答えいたします。

まず初めに、本組合の介護認定審査会の概要について説明申し上げます。審査会の委員数は予備委員を含め104名で、合議体数が18合議体となっております。1合議体が5名でございます。医師、看護師、福祉関係者等で構成されております。本年度の審査会開催予定件数は324回でございます。費用のボリューム等の説明でございますが、審査件数を最大の30件とした場合、担当者による審査会資料の点検確認はおおむね3時間程度でございます。また、調査書と主治医意見書から成る審査会資料でございますが、これはA3用紙を両面印刷にして、1セットで約50枚必要となります。1回の審査会で必要となる枚数でございますが、事務局分を含め約300枚使用いたします。

2点目の審査件数等についてでございますが、令和4年度の実績となります。審査回数が327回、審査件数が8,768件で、審査会1回当たりの審査件数は26.8件でございます。対面による審査会の所要時間は30分から1時間程度でございます。

なお、市町村が申請を受け付けてから認定までに要する所要日数は39日程度となっております。

3点目、DX化についての見解でございます。審査会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、令和2年4月から令和5年の10月まで例外的に書面による審査をしておりました。その後、11月より対面による審査を再開したところでございます。このように対面による審査を再開したところでございますが、オンラインによる審査を希望されている委員もいらっしゃいますし、また感染症の対策や審査委員さんの負担軽減の観点からも、オンライン化などDX化は検討すべき事項であると考えてございます。令和6年度には、まずは体制の整った合議体でオンライン化を試行的に実施したいと考えておりまして、課題を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 杉田しのぶ議員。

14番 杉田しのぶ議員 今、現状ということでご答弁をいただきました。今回この質問をいたしましたのは、昨年11月に吉見町議会の総務建設常任委員会でDXに力を入れている福島県郡山市に視察に行った際に、DX化によって大きな効果があったとしてお話をいただいたのが介護保険の認定審査業務であったということでもあります。今お答えをいただきました1番、2番につきましては、本

組合の状況を伺いましたけれども、DX化によって各委員に配布をする膨大な量の資料作成が必要なくなり、審査後の書類をシュレッダー処分をする必要もなくなり、印刷や廃棄の作業が一切なくなることで資料丁合に要する事務が削減されたということで郡山市で言われていました。また、郡山市では全体の約6割をオンライン開催にしたところ、介護認定審査業務に要する作業時間が年間で約8割以上削減できた上、旅費や消耗品費、印刷製本費、郵便料などについても約8割のコストカットが図られたということでもあります。介護認定に要する期間につきましては、約10日間短縮をされたということでありました。DX導入に当たっては、先ほど令和6年から試行的にというようなご答弁をこの場で初めて伺ったのですけれども、国のデジタル田園都市国家構想交付金の対象にもなっているということで、令和5年度は2分の1補助で一部事務組合でも活用事例があるという問合せをしたところ、お話でありました。本組合におきましても、メリットの大きい介護認定審査業務のDX化、6年度からというお話もありましたけれども、具体的にこうした交付金も活用しながら進めていくことを提案したいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 再質問にお答えいたします。

総務省より自治体DX推進計画としてデジタルガバメント実行計画が策定され、自治体の取組を後押ししていることもあり、議員がご指摘いただいたような幾つかの交付金があることは承知してございます。デジタル田園都市国家構想交付金など活用できる交付金は研究してまいりたいと思っております。当面は、先ほど答弁いたしましたように、一部合議体でオンライン化を施行する中で、こういった交付金が活用できるかということも踏まえ、当組合に合ったDX化が推進できるような調査検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 14番、杉田しのぶ議員。

14番 杉田しのぶ議員 介護認定審査業務のDX化につきましては、既に導入している事例が多くあります。先ほど私申し上げませんでしたけれども、セキュリティー面や機能性、使いやすさ等優れたシステムも開発をされていて、2か月で移行ができたという事例もありました。オンライン開催ができれば審査会のために集まることは不要となり、医師や看護師など多忙な職にある委員にとっては、先ほど事務局長言われていたように負担軽減にもなります。いろんな交付金があるということを既に少し調査もしていただいているのかなというふうに感じながらご答弁を聞きましたけれども、私はデジタル田園都市国家構想交付金、これが2分の1補助というのは非常に有利な補助金交付金制度だなというふうに思いながら今回質問させていただいているのですが、そうした交付金もいつまであるか分かりませんので、また希望する自治体ですとか一部組合、また交付金が該当する

ほかの事業など、そういう他の事業も多ければ申請しても採択されにくい可能性というのは大いに
あるというふうに思いますので、長い目で見れば損はない介護認定審査会のDX化に向けて、ぜひ
早急に動き出していきたいということを最後に求めまして、質問を終わります。

以上です。

斎藤雅男議長 以上で一般質問は終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

斎藤雅男議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特
定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

お諮りします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、
閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査と
することに決定しました。

◎ 管理者挨拶

斎藤雅男議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいた
だき、いずれも原案のとおりご議決賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議並びに一般
質問等を通じましていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分に踏まえ、今
後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようお願い

を申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

斎藤雅男議長 これをもって、令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午後 零時28分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 齋 藤 雅 男

署 名 議 員 吉 野 正 浩

署 名 議 員 川 口 浩 史

参 考 資 料

- 議案審議結果一覽表

令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第1号	比企広域公平委員会委員の選任について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	同意 (全員賛成)
議案第2号	比企広域市町村圏組合一般職職員給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第3号	比企広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第4号	比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第5号	令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第6号	令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第2号)について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第7号	令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第2号)について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第8号	令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第9号	令和6年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第10号	令和6年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第11号	令和6年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第12号	令和6年度比企広域公平委員会特別会計予算について	令6.2.8	付託なし	令6.2.8	原案可決 (全員賛成)